

令和元年度 第5回男女平等推進市民委員会 議事録

日時 令和元年12月3日（火）午後7時～9時

場所 市役所1階 東臨時事務室

出席委員 谷川委員長、池田副委員長、遠藤委員、太田委員、至田委員、古旗委員、本田委員、
宮原委員、武藤委員、山下委員

事務局 藤崎政策経営部長、吉田市長室長、高橋市長室長補佐、市川主任

<議事要旨>

【事務局】「平成30年度推進状況調査報告書」、資料4「答申書（案）」、資料5「国立市男女平等推進市民委員会ヒアリング事前準備について」、資料6「ヒアリング日程調整表」。本日の資料は以上です。

【委員長】それでは、議事に入ります。

議事1「多様な性と人権に関する市民意識調査 報告書」の内容について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】市民意識調査報告書ができあがりました。満18歳以上の男女3,000人に送り、結果は、回収数722、回収率24.1%。やや低かったという印象です。また、少し高い年代の方からの回答が多かった。検討の中でも、回答書に色をつけたり、デザインを工夫したりというご意見がありました。そのあたりも次回調査の際には、事前に十分検討した上で、少しでも回収率を上げる努力はしなければいけないと感じたところです。

今回は、質問項目を多く入れています。フェイスシートも工夫して、さまざまなデータがとれるようにしていますので、また改めてご確認いただき、今回の答申に含められる要素があれば、入れていただきたいと思います。また事務局でもしっかりと通読して、分析をしていきたいと思っています。

続きまして、推進状況調査報告書の説明をさせていただきます。「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画 推進状況調査報告書（案）」をご覧ください。

こちらは5月に、自己評価という形で、各施策の担当課に一次評価を依頼しました。その後8月20日に、副市長が会長となり各部長層で構成される男女平等推進会議による二次評価を行った結果、本日12月3日に決定となったものです。今現在は案がとれたものになっています。例年行っている単年度評価と違うのは、今年度はこの計画の中間年度にあたっていますので、単年度と中期も含めて、各施策の担当課が自己評価をし、それをもとに部長層の推進会議で評価をしている点です。

評価指標は例年どおりですが、施策の達成度評価は、A、B、C、Dで「適切に実施されている」から「取組を行わなかった」。また、「－」は「評価不能」。例えば、評価の期間が長期の場合に「－」になります。女性・男性・多様な性の配慮度評価もA、B、Cで、「適切に配慮されている」から「配慮していない」までの3段階で、各主管課が評価をしているものです。

資料の10ページ。課題ごとの「評価理由及び改善等の提言」が10課題についてありますので、それを説明します。

課題1「男女平等・男女共同参画の意識づくり」。施策3「男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供」の取り組みや、中期で目標としている施策5「人権尊重教育推進委員会の開催」について、年間を通して人権教育に係る課題の把握とその充実に努めているということが各課から上がってきたので、◎の評価とともに、下にその内容が書かれています。

11 ページ、「固定的性別役割分担意識の解消」に関しては、施策16「企業等への女性の就職促進の働きかけ」が中期目標になっています。総務課において総合評価方式について、26市の実施状況を調査し、男女共同参画に関する評価を契約手法のなかで検討しているということで、◎の評価です。

課題(3)「ワーク・ライフ・バランスの推進」については、施策28「子どもの総合相談窓口の開設」が中期目標です。「くにサポ」が平成29年7月に開設されましたが、子育て応援アプリを含めてその取り組みをより広く周知していくことが課題だということが挙げられましたので、○とし、評価はその下を書いてあるとおりです。

13 ページ、基本目標2の課題(1)「配偶者等からの暴力の防止」は、施策63「DV対応マニュアルに沿った訓練の実施」が中期目標ですが、このマニュアルの作成が作成中とのことで、それに基づく訓練等が行えていないことから△です。

課題(2)「国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」、施策68「複合差別の実態把握」、今年度は男女平等・男女共同参画推進計画の中間評価にあたり、市民意識調査を行っています。その中で複合差別に関する評価として、実態把握を行っています。また、市民委員会と連携し、適切に複合差別の課題の把握に努めているということで○としています。

15 ページ、課題(3)「男女平等を阻害する要因の解消」は、セクシュアル・ハラスメント、DVやストーカー行為等に関して、講演、セミナーなどの情報提供やチラシ、パンフレット等の配布等による啓発を行っています。市内に対しては、わくわく塾や講座、市外に対してはイベントなどにより広く啓発に取り組み、今後もこういった活動をとoshi、市民や事業者等の意識の向上に向けた取り組みを期待する。広く性別に関するハラスメントの相談支援体制を強化してほしい。ステーションが行う専門相談と連携し、きめ細やかな相談支援を実施してほしいという評価です。

16 ページ、課題(1)「性の違いに配慮した健康支援」については、施策85で、職員を対象としたゲートキーパー研修を継続して行い、悩みを抱える方の早期発見、早期支援に取り組んでいます。また、平成30年度からは、教育委員会とも連携して取り組んでいます。施策91「性に関する相談窓口の充実」についても、スクールカウンセラーにより、小学5年生、中学1年生全員に対する面談を実施し、各種相談窓口を紹介するなどしています。しかし、子どもを持つ親などの市民からも相談を幅広く受け付け、充実していくことが課題として挙げられていることから、○の評価です。

17 ページ、課題(2)「LGBT(セクシュアル・マイノリティ)の人々への支援」は、施策96「LGBTの方が直面する課題の調査・検討」が中期目標になっています。市内在住の当事者の方をアドバイザーとして、多様な性に関する職員指針の検討を開始しています。さらに、平成30年5月に開設された男女平等参画ステーションでSOGI相談を開始していることが評価されて、◎となっています。

基本目標4、課題(1)「計画の推進体制の強化」の施策101「男女平等・男女共同参画に関する実態と意識の調査」が中期目標です。平成30年度より東京レインボープライドに市としてブース出展をしており、市民以外の当事者を含む幅広い方を対象に意識調査を実施し、LGBTの方が抱える課題やニーズを把握しているという点を評価しています。

19 ページ、課題(2)「市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり」の施策109「誰もが働きやすく、管理職を目指しやすい職場づくり」が中期目標です。各課への時間外のヒアリング、ワ

ーク・ライフ・バランスデーの実施等に、職員課においては取り組んでいます。有給休暇の取得率が低下しています。こちらに関しては、時間外勤務の縮小とともに、職員の有給休暇の取得促進も同時に課題だということで、○の評価になっています。こちらが全体を通しての評価です。説明は以上です。

【委員長】指標にある「現状」というのは、この計画が策定された時点ということか。

【事務局】そのとおりです。平成27年度に計画をつくる段階でとった指標がこちらに書かれています。

【委員長】なるほど。では、現状と書いてあるのは、計画策定時と読みかえていただいて、現在がこの平成31、令和元年度のところがそうだとのことですね。令和5年度は計画策定時に2023年度の目標としていた数値となるということですね。

【事務局】そのとおりです。補足ですが、これをつくったときは、市民意識調査の令和元年（2019年）11月の報告書が出る前のものですので、ここのR1とR5で書いているものは計画策定時の目標値です。

【委員長】そうすると、この指標に「市民意識調査の項目による」と書いてあるものは、この報告書を見て拾うことも必要ということですか。

【事務局】そうですね。推進状況調査報告書はもう確定するのですが、答申書案の13ページの真ん中に指標の達成状況というのがあるのですけれども、ここに書いてあるのも目標値なのです。その下に今回の市民意識調査の中での数値を抜粋した内容を書いています。

【委員長】ということで、現在見ている資料の指標に入っている数値は、あくまでも計画策定時の実績値及び目標値であって、この数値が、今回の市民意識調査でどうなっているかを知りたい場合には、令和元年11月の調査報告書を見るか、答申書を見て拾うことが必要、ということですね。

【事務局】そのとおりです。

【委員長】本日配付された進捗状況報告書について、◎や○が適切な評価であるかという視点も必要ですし、△等になっているところは、なぜ△なのか、もしくはなぜ○なのか、どこが不十分だったのか、そこを答申書でも見ていく。そしてさらに各課ヒアリングにつなげていくということで見なければいけません。

後半で各課ヒアリングの調整をするので、そのヒアリングのときに聞いていくポイントとして、高過ぎる評価、もしくは低い評価の理由ということを考えながら見ていただけたらと思います。

今、ここでご意見がある方があればお願いします。例えば、資料の13ページ、「配偶者等からの暴力の防止」の評価は△。指標のところで、DVを受けたときにどこにも相談しなかった人の割合が、計画策定時38.5%が、答申書の22ページでは50.7%に悪化している。相談しなかった人が50%になってしまったと捉えるということですね。

【事務局】そうですね。

【委員長】このあたりは理由をよく考えて、次の答申につなげていかないといけないところだと思います。

あと、冒頭で事務局から今回の市民意識調査の回答率、回収率が低かったというお話がありました。今回の調査報告書の3ページ、有効回収率24.1%は、前回平成27年8月の調査の31.7%から7ポイントぐらい下がっている。その理由は分からないけれども、今はインターネットで答える人が多いので、紙だと面倒くさいと敬遠される可能性はあると思います。

【委員】進捗状況調査報告書の11ページ、「固定的性別役割分担」、下の②の「性別比率が男女ともに30%以上になっている」の指標が答申書（案）で、現状42%とあり、15ページにも「3割以上になるよう努めると要綱で定められている」と書いてある。これだと、男女比がどんな感じなのか、女性の活用がどれぐらいなのかというのはどのようにしたら分かるのでしょうか。

【委員長】これは、女性ばかり男性ばかりとならないようにというのが指標になっているので、ここだけでは男女の比率は読めないということですね。

【事務局】国立市に何十とある審議会で、女性の割合が3割を切らないように構成されているものが全体の何パーセントあるのかということなので、委員長がおっしゃるように、実際何人いるのかということまでは分からない。ただ、ご本人が示している性が男性のほうが多い審議会が、圧倒的に多いです。

【委員長】指標②は、例えば審議会が50個あるとして、50個のうちの42%だから20個ぐらいが3割以上になっているということか。女性ばかり男性ばかりではないということか。

【事務局】そうですね。審議会は10名ぐらいで構成されるとすると、3対7以上が達成となる。4対6とか、5対5とか。中には1対9とか、2対8というところは改善が必要になる。

【委員長】それでは、答申案に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】実施手順の資料をご覧ください。本日は答申書案を確認し、次回の委員会までの間に一度各課ヒアリングを行います。皆さんから各課にヒアリングしていただいたものを次の委員会で答申書案に反映して、もう一度チェックをしていきます。最終的な答申書の完成は2月の第7回委員会を予定しています。

本日見ていただくこの答申書案は、まだ各課ヒアリング前のものですので、今後この案を、ヒアリングの内容、本日の討議の内容によって変えていくことはできます。皆さんからいただいた意見を反映して作成したものが、この答申書案です。

冒頭から説明をさせていただきます。「はじめに」のところは、後ほど委員長からご寄稿をいただく予定になっています。今は前回4年前の答申書の写しを載せています。

続いて左側に「目次」があります。実際の評価に入る前に、4点、この答申書の内容を説明したものがああります。1点目に今回の「点検・評価の目的」として国立市の条例に触れて、今回この計画を計画的に推進する上でこういった中間評価を実施しています、という説明をしています。文章の訂正等ありましたら、後でご意見をいただければと思います。

6ページ、こちらに計画の体系図が入ってきます。右側が2点目、「国立市男女平等推進市民委員会について」。この答申書を策定した市民委員会のことに触れています。委員会の説明と委員名簿を、図表2で入れています。

8ページ、3点目の「点検・評価の方法及び点検・評価の視点」。今回の答申書については、基本目標に紐づく10の課題に対する評価と提言をしていきます、最終的に全体の総合評価をします、という2段構成の形で答申書を組んでいます。（2）「点検・評価の視点の設定について」については、「人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の基本であるソーシャル・インクルージョンと、多様な性の視点を計画全体で見ていかなければいけないということを入れています。第5次計画の課題の1つになっているLGBT、SOGIの視点については、追加の報告で書いていきたいと思っています。

4点目に10ページ、今回の点検・評価の答申書の基礎資料を、初めて読んだ方にもわかる形で羅

列しています。まず1つ目が、今年度行いました市民意識調査の報告書。この市民意識調査については、市ホームページ等で公表をしているのでご覧ください、と記載しています。

2つ目が、推進状況調査報告書。平成28年度、平成29年度、平成30年度の報告書を市ホームページでも公表しています。

3つ目が担当課ヒアリング。この後行う担当課ヒアリングを含めて、この答申書を作成させることをここで書く予定になっています。対象部署は、事務局の案ですので、後でまた検討できればと思っています。

12ページ以降が、ご意見をもとに、全10課題に対する評価を事務局で作成したものです。

このまま説明を進めさせていただきます。

課題1「男女平等・男女共同参画の意識づくり」。主な取組目標が、「男女平等の意識啓発と学校教育の推進」です。体系は、この「評価」、「指標の達成状況」、「提言」の3つで、全て統一して書いています。「評価」としては、男女平等参画ステーションを開設して、情報発信の機会が増加したということ。情報誌の発行やイベントの活動を通じて啓発が行われているということ。開設後間もないので、まだ十分に市民には普及していない状況があるということを書いていきます。

2つ目に、公民館等の男女平等参画講座の開催を評価することを書いていきます。3つ目に、多摩3市男女共同参画推進共同研究会という他自治体とのつながりで、市民サポーターを育成していることを評価すると書いていきます。

4つ目の教育については、詳しい内容はまだ未定ですが、市の教育指導支援課では、小学5年時と中学1年時の保健指導に合わせて、市内の公立小中学校全校でLGBTの授業を実施しています。平成30年度からは、全教員を対象とした研修を市内公立小学校全校で実施しています。来年度入学する女子中学生の制服のスカートをスラックスと選択制にするという取り組みが始まります。あとは、プール授業時のラッシュガードも、日焼け対策でもあるのですが、誰もが選べるという形になっています。

続きまして、「指標の達成状況」、①の指標『「男は仕事、女は家庭」という考えに『そうは思わない』という人の割合』については、中間評価時点の目標値65.6%に対して、市民意識調査結果は58.6%。女性は62.5%。男性が53.1%。女性は、49歳以下は上回っていて、男性は、10代、30代は上回っていた。すなわち年代が高いと少ない傾向にある。

「提言」は、教育指導支援課への依頼として、LGBTにとどまらない多様な性、外国人、しょうがいしゃ等のあらゆる多様性を認め合う学校教育を進めていきたいということ。具体的には、岡山県倉敷市で、教員が主体となって取り組んでいる実践資料の作成等がある。子どもたちに分かりやすい授業を行うために、「くにたち男女平等参画ステーション」を活用するなどして、体系的なカリキュラムをつくってほしいということを書いていきます。

提言2は、性別、性的指向、性自認に関わらず誰でも参加しやすい講座・説明会を市役所の各課が行うこと書いています。例えば講座を運営するにあたって、誰もが参加しやすいリーフレットになっているか。当日の受付や運営が、ソーシャル・インクルージョンの視点で、車椅子の方が参加しやすい、女性もLGBTも参加しやすい、ということになっているかをチェックしてほしいと書いています。

【委員長】では一旦ここで切って、課題1について、お気づきの点等あれば教えてください。

【委員】2の学校教育の推進で、体の仕組みとか避妊とか、ライフスタイルに沿ったことが、DVや、

男女平等、人権尊重につながる。そういう意味での包括的な性教育自体がない。学校教育で多様な性ももちろんやってほしいのだけど、そもそも性の話をするのに、性について教えていない。体のこと、医学的なことだけではなくて、関係性のことも含めての、②の男女平等・男女共同参画の学校教育の推進だと思う。結論として、学校でやってくれればいいが、授業という形だけではなくて、日常、学校の中でそういうメッセージを大人が伝えてほしい。年に1回授業を行うだけでは絶対に伝わらない大事なことなので、学校生活全体の中で、そういう意識を常に醸成できるようにしていただきたい。

【委員長】おっしゃるとおりだと思います。教育指導支援課へのヒアリングのときに聞いてみるということですね。この提言の書きぶりも、「LGBTを含む」と始まっているので、ここの表現も少し調整することは必要かもしれない。

【事務局】そのように訂正したいと思います。

【委員長】先ほど事務局からも、次はLGBTだけではなく、SOGIとしての考え方が必要ということで、国立市はステーションでもSOGI相談を行っていることから、それがもう少しダイレクトに伝わる表現が必要かと思います。

【委員】先ほどおっしゃった、授業だけではなくて、学校生活全体の中でそういった教育的なメッセージを子どもたちに送るというのは、具体的にはどういうイメージなのですか。

【委員】まず1つが、性教育は今、保健の授業や特別授業で年に1回だけ実施になっている。そうではなく、どんな教科でも絶対につながり得るというか、歴史の授業の中で歴史的にこうだったという話をしたりとか、国語、芸術、どんな場面でもそういうメッセージは出し得るのだと思う。そこはむしろそれぞれの先生の工夫のしどころかなと思う。日常の学校行事や休憩時間に、若干差別的な言動をしている子がいたときに、そういった観点からきちんと指導ができる。国連の子ども権利条約の条文がカードになっていて、日常生活の中でのトラブルだったり、あるいはその子がいい発言をしたときに、このことだね、という感じで、権利と日常生活がつながるように取り組んでいる国がある。授業などでのかしこまった話だけではなく、学校行事や日常生活の場面でも、意識して先生方が伝えられる工夫ができるといいという、その2つ。

それで、先生たちの中でディスカッションをする。場合によっては、どうやって日常生活の中でそれをお互い確認し合ったり、伝え合ったりできるかを、子どもたちを巻き込んで考えると良いかもしれない。負担にならない形で先生たちが気づきを得たり、自分のものにできるような、そういった働きかけを、自治体や教育委員会からしていけるといいと思います。

【委員】そうすると、ただ手法というよりも、まずは先生方が自分ごととして落とし込んだ上で、どのように具体的に教育の中で生かしていくかというような。

【委員】そうですね。まずモデル校1校でそういう取り組みをやってみて、それをほかの学校に波及させる。そういう手順を追っていくのだろうと思います。

【委員】大変昔ですけど、男女混合名簿は、国立市から発信したのです。一度なくなっちゃったけれど、最近はまだ混合名簿になっていると思う。名簿はそうだけど、朝礼とか体育のときに並ぶのは、名簿に関係なく男の子、女の子と並ぶ。そうではなくて、そのころは、先生にもよるけど、並ぶときも名簿順でいい。あいうえお順で、男の子の一行、女の子の一行。そうすると、インターセックスだとか、LGBTの子も問われない。自分が男なのか女なのかみたいなことにはならないで並べるという議論もあったり。トイレも男の子のトイレ、女の子のトイレしか学校にはない。車椅子用のトイレがある学校はあるかも分からないけど。これから建て替えになる第二小学校では、トイレをどうするのかと

いう議論をやはりどこかですると思う。

子どもは、授業の中での勉強よりも、日常生活の中で友だちとどういう関係をつくったのか、どういう学校生活を送ったかということから、集団の中で学んでいくことはたくさんあると思う。集団の中で性がどう受けとめられるのかということ学ぶ、唯一の機会なので、そういう意味でそういうことを点検していくことが大事だという気はします。

【委員】確かに体験を通して子どもたちが感じていくとか、学んでいくというのは意味がある。

【委員長】そうですね。子どもの訴えを採用しているか。我慢しなさいとか、あなたのわがままだという対応をしていたとしたら、制服がスカートとスラックスを選べるようになったとしても、実質選べないということがある。もちろんこういったルールも大切だけれども、例えば男なのに泣くのではないとか、女の子らしくしなさいとか、そういった指導がそこここにあふれてしまうと、全く有名無実化してしまう。子どもは学校に200日間いるわけで、その200日の中で何を伝えていくかということについて踏み込んで、教育指導支援課に聞いてみたいと思います。

ほかにお気づきの点はありますか。

【委員】課題1のところ結構な分量を割いていて、また後にもLGBTが出てくる。そもそも男女平等参画の意識づくりというところのウエイトがちょっと高いような気がする。

【事務局】そうですね。

【委員】条例でつくったのでそちらにシフトしたい気持ちは分かるのですが、そもそもここは、高齢なほど「男は仕事、女は家庭」という意識が高いので、そこを直していくことも必要かなという気がします。

【事務局】そうですね。おっしゃっていただいたとおりで、意識づくりのために行っていることが、啓発といっても単発の講座、イベントリーフレットの配布にとどまっている。提言1の中で、多様な性の部分が多く書かれていますので、2段階にして、女性と男性の平等のためということと、多様な性のことを書く。提言2についても同じような視点で修正をしていきたいと思います。

【委員】指標は一度つくったらそれをずらすのは難しいと思うのですが、ほかの、例えば中学生や高校生にセクシュアル・マイノリティについての授業をして、何年か追跡していくと、最初と最後で子どもたちの意識が変わったのが数字で見えた例がどこかにあったと思う。これは全体の世代でやっているから分からないけれど、せっかく市がやったことが、結果、それを聞いた方や、それに触れた方がどう変わったかという指標がもう1つあると、全体として見えてくるかなと思いました。

【委員長】今は中間見直しなので、取り入れるのが難しいものでも、答申に書いていくことで、次の計画に経年変化的な目標を掲げていくことは十分書き込めると思います。LGBTやSOGIの前に、男女も必要、というところは、皆さんの興味関心もやはりLGBT及びSOGIのところ集まってくるので、どうしてもそちらに引っ張られることがあったわけです。

そうしたら、課題2へ。お願いします。

【事務局】15ページの課題2「固定的性別役割分担意識の解消」についてです。主な取り組み目標は、①「政策・方針決定への女性参画の推進」として、市の審議会や委員会等への女性の積極的な登用を推進すること。②「経済活動への女性参画の推進」として、女性が経済的に自立して地域で活躍できるように、就職・再就職支援や起業支援を行うこと。③「家庭・地域活動への男女平等・男女共同参画の推進」として、特に男性が家事・育児・介護・地域活動等に関われる社会を目指すために、情報提供や連携促進に向けた取り組みを行うことの3つが掲げられています。

「評価」の1つ目、市の審議会、委員会などの附属機関の男女比は、今の要綱では、女性、男性が3割以上であることが目標値になっているのですが、各審議会を所管する部署が努力義務で取り組んでいる状況で、達成していなかったからといって、どこかの部署が指導や指摘をするということにはなっていない。

また、防災関連の審議会等では、特に男性の偏重が続いている。女性が非常に少ないというのは、今、状況としてあると書いています。

避難所運営マニュアルにもまだ女性の視点、LGBTを含む多様な性の視点が十分に取り入れられていない現状もあり、それが課題だと書いています。2つ目、国立市の管理職に占める女性の割合が、多摩26市の平均と比較して低いことが課題であると書いています。

3つ目は良い評価で、男女平等参画ステーションの開設に伴って、新たにキャリアカウンセラーによる専門相談が設置され、相談支援の側面が整備されたことを評価すると書いています。

16ページ目、4つ目として、多様な性と人権に関する市民意識調査の結果、家事、育児、介護等の平均従事時間が4年前の調査とあまり変わらず、女性が男性より圧倒的に長いという状況があります。若い世代の回答が少なく、60代、70代の回答が多かったので、そこに引っ張られたところもあるかもしれないのですが、共働き世代が増加傾向にある中でも、女性が全ての項目で従事時間が長い。市役所の独自の取り組みとして、男性の育休取得に向けた座談会を開催するなどの工夫は行っているということを書いています。

続いて、「指標の達成状況」の3つの指標のうちの1つ目、審議会は、中間評価時点の目標値66%に対して、42%と下回っている。2つ目の男性の育休取得率、市役所ではなく市民の方の育休取得率は、目標値13%のところ今は16.7%と、低いですが、一応上回ってはいます。

3つ目、市の防災会議に占める女性の割合は、目標値21%に対して、平成29年度は25名中2名で8%と、かなり下回っている状況です。

「提言」として3つ。提言1は、審議会や委員会等の女性委員の性別比率を増やすための具体的な改善策の提示ということで、庁内でもチェック機能を設けて、必ず3割以上女性委員がいるようにする。具体的には、全庁的な通知を出すとか、達成できない場合はそれを明文化して文章に残すなどを書いています。

提言2は、キャリアカウンセリングの専門相談及び交流促進事業等の充実です。内容としては、ステーションで実施しているキャリアカウンセリング相談の回数を増やす、女性の就業再就職支援として、地域の交流促進等を通じて、女性が無理なく地域で自分らしい働き方を検討する支援をしていくということです。

提言3は、市の女性管理職を増やすための取り組みをしてほしいということを入れています。課題2は以上です。

【委員長】ご質問等ある方はお願いします。

【委員】16ページの上段で、男性の育児時間が少ないとありましたけれど、こちらのアンケート結果では、30代共働きの男性は違う様子になっている。数字は低いかもしれませんが、共働きについては、男性の育児時間は増えているということも書けるといい。せっかく国立市は男性の育休が急激に増えているので、そこは誇ってもいいと思います。今の30代の共働きの男性は、保育園の送り迎えなどもやっていますので、一緒に書かれてしまうとかわいそうだという気はしました。その書き方は変えていただければと思いました。

提言3の女性の管理職の部分は、もう少し踏み込んで書いていただければと思います。

【委員長】答申書15ページの評価の2つ目、「国立市の管理職に占める女性の割合は多摩26市平均と比較して著しく低く」の、多摩26市平均が幾つで国立市が幾つなのかというのは、出すことはできないのですか。

【事務局】書けます。次回までに追加します。

【委員】23区の数字は持っていますから、よかったら後で渡しますよ。

【事務局】ありがとうございます。

【事務局】26市で高いところは30%台の自治体もありますが、やはり進んでいるところは、20%台から10%台後半。国立市は今、8%ぐらいですので、中央線近くの自治体と比較しても非常に低い値になっています。

ですので、この課題は行政としても課題であり、また、議会でも話題になっています。提言の中で、数値目標を掲げていこうと書いていますが、委員会としても、具体的な取り組み、こういった形でやっていってはどうかというものもいただけると、市の今後の参考になると思います。

【委員長】昨年度までの委員会で、女性は皆、選択肢なく上を目指さなければいけない、女性であるからこそ上を目指しなさいというのもおかしいのではないかというような議論が出たと記憶しています。でも、平均と比べてそれだけ著しく低く、最も低い自治体になっているということ自体は、改善の余地はあると思いますので、それがわかるような表記にしていきたいと思います。

それから、審議会の件ですけれども、実際にその審議会がどういう構成になっているのかを知りたい。知らないと、そこに目標や改善策の提示を義務づけることが難しいと思う。審議会の一覧で、それぞれどうなっているかを示していただくことはできるのですか。

【事務局】そうですね。市の審議会の男女比が全て書かれた資料がありますので、後ほどお送りします。この審議会は、専門性や公募で選んでいます、中には審議会で職が充てられている場合もあります。そうすると、長がつくものに対してなり得る男女比が男性ばかりになって、おのずとその審議会は男性に偏ることになるので、市の担当者が選ぶ裁量が極めて少ない審議会も中にはあります。

【委員】提言2「年齢や職種、活動分野が異なる人のつながりを活性化するような交流促進事業を通じて、女性が無理なく地域で自分らしい働き方を検討することができるような提案」というのが具体的によく分からなかったのです。

【事務局】国立市は狭い地域なので、起業に関しては、異業種交流のような形で地域の人脈をつくることができないかということを書いています。起業支援のためのキャリアカウンセリングも継続しつつ、地域のつながりをつくるような事業があるとよい。

【委員】異業種交流のような形で、その中から自発的に新たな事業が生まれるイメージか。それとも、人手が足りないから手伝ってよ、私はこういうことができます、という感じでつながっていくということですか。

【事務局】通常のキャリアカウンセリングは継続しつつ、自分はこうやってみたいということに気づけるとか、新たにこういった事業に関心を持つということ。

【委員長】男女との関連性が見えにくかったと思う。

【委員】「女性が無理なく」というところが、女性に限定して書かれている。

【委員】なので、この提言をもってどこにつながるのかということが伝わりにくい。

【委員】「女性が無理なく」は、例えば出産、育児、場合によってはその後の介護との兼ね合いで、

女性の多様な働き方についての気づきという意味だと思った。でも、過労死事件を多く扱っている立場からすると、男性が常に正社員で残業代なく長時間労働で、育児は母親だけになっていて虐待が生まれるとか。そんなことを考えると、実はここは女性だけに限らず、男性の働き方も、地域を生かしていろいろな生き方、働き方がある。そういったいろいろな気づきは、「男性は仕事、女性は家庭」という意識が高かったこと、男性の多様な生き方、自分らしい生き方にもつながると思う。

【委員長】「『くにたち男女平等参画ステーション』主催のキャリアカウンセリング相談は翌月まで相談予約が埋まっていることも多く」ということなので、ヒアリングのときにこのあたりを聞いてもいいと思う。どのような方が対象になっていて、どのようなご相談が入っているのかを教えていただくということと、それに続く文章で、「今後の女性の就業・再就職支援」とあるのですけれども、本来これも男女問わず、もしくはSOGIの考え方で、誰もが無理なく地域で自分らしい働き方ができるということですね。書きぶりを変えるかどうか、このキャリアカウンセリング相談の人気ぶりなどを聞いてみたいと思います。

【委員】主な取り組み目標の2に、「女性が経済的に自立して」とあるのでそういう流れになってしまいが、それも重要と思う。

【委員長】そうなのです。女性の貧困がベースにあってのこの流れなので、もちろん男女問わずけれども、女性の貧困や就労をどう施策として位置づけていくかが問われていると思う。難しいですね。

【事務局】その両方の視点からもう少し検討します。

【委員長】では、課題3に移ります。

【事務局】課題3「ワーク・ライフ・バランスの推進」です。「主な取組目標」として、1つ目が「多様な働き方を支えるための育児支援」。女性が働き続けることができ、男性も育児に参加できる、仕事と育児が両立できる環境整備。2つ目に、「多様な働き方を支えるための介護サービスの充実」。レスパイト機能の充実、きめ細やかな支援等を行うこと。3つ目に「ワーク・ライフ・バランスの推進」。特に企業等への働きかけを行って、市全体での実現を目指すということが目標になっています。

課題3について、他市での施策を事務局で調整中なので、ざっくりとした評価になるのですが、まず子育て支援課では、平成29年7月に手当支給と相談機能が一つになっていろいろな相談ができるワンストップの相談窓口「くにサポ」ができました。この現状と課題について、ヒアリングで伺いたいと思っています。

2つ目、「介護サービスの充実」。国立市では、地域包括支援センターを、委託ではなく、正規職員が直営で運営しているのが特徴です。以前から市内のクリニックと連携し、在宅での療養をプログラム化して取り組んでいる先進的な自治体です。それ以外にも、最近は「くにたち認知症の日」を制定し、認知症の方の家族の支援を行っていることを評価として書きました。課題として、それでもうちにこもってしまって相談につながらないケースがあるようなので、ここもヒアリングで聞いていきたいところです。

20ページの「指標の達成状況」、「平日の1日のうち、仕事、学業に費やす時間が平均12時間以上の人の割合」が、目標値6.5%のところ5.7%で、少なくなっています。

「提案」の提言1、提言2はヒアリング後に記載します。提言3は、今の時点では、市の男性職員の育休取得率を上げていきたいということを書いています。内容としては、「パパ・ママ育休プラス」による父母の同時取得の周知と、次期計画策定時には、取得率だけでなく、平均取得日数の父母の差などの指標の導入を検討していただきたいということを書いています。

20ページの一番下、「質問事項」として、委員の方から挙げられた、「『くにサポ』」開設の効果を知りたい」というものを、次のヒアリングで聞きたい内容として記載しています。課題3は以上です。

課題4「配偶者等からの暴力の防止」。「取組目標」は省略して「評価」に行きます。「くにたち男女平等参画ステーション」開設に伴い、DV相談を含む女性相談のアクセスポイント、相談先が追加された点を書いています。2つ目、市では、女性パーソナルサポート事業を開始しました。緊急保護につながる前の女性が、今日は家に帰りたくないという時に泊まれる場所を提供する事業です。また、情報連携システムを庁内で整備していろいろな取り組みを行っていますが、指標の達成状況は、「DVを受けたときにどこにも相談できなかった人の割合」が28%に減るという目標値に対して、50%以上の方が誰にも相談していなかったという結果なので、この分析が必要と思っています。

提言1は、DVに関する啓発活動と相談窓口に力を入れて周知する必要があること。東京都や全国の相談窓口だけではなく、市の相談窓口を知らせていく取り組みができないかということ。それから最後に、男性の被害者への周知も行う必要があるということ。

提言2は、特に女性の自立の支援。課題を抱える女性に対して、民間団体と連携し取組むこと。

提言3、「若年層の女性のエンパワーメント施策の強化」。今回の意識調査では10代の方の回答が非常に少なかったので効果が見えにくいところはあるが、中高生を対象としたアンケートを継続して行い、若年層の意識を施策に反映させられるような意識調査も必要だということ。

「委員からの質問事項」、システム取り扱いの課題については、導入前だったので下がっていたもので、今は連携システムができています。2つ目、市民課の記載内容は、住民票上の支援措置を行った方の人数は、間違いではなく、117名から偶然、増減がなかったただそうです。3つ目、アンケート結果から、パートナーから暴力を受けた経験が1割。全国平均との比較については、適当な資料がないため、委員会での検討になります。課題4は以上です。

【委員】「どこにも相談できなかった」について、児童虐待でも、最近子ども本人からのSNSで保護につながるケースはあるのですけれど、どこに電話をかければいいのかだけではなくて、かけた結果、何が得られるのかとか、もし保護を求めたときに、どういう展開が待っているのかということがわからないと、結局、相談窓口を教えられても行かない。周知の際に内容をもう少し伝える工夫が要するというのが1つ。

もう1つは、DVを受けたときにどこにも相談しなかったと答えたということは、自分がDVを受けているという認識はある人なのだろうと思う。実際、DVだと自覚していない人も多くて、そこが問題かなと思う。なので、DVを受けている本人にメッセージを出すのもいいが、被害を受けている人は気づけないから、この人はDVを受けているのではないかなと思ったときに、周りの人たちが声がけできるか。声をかけるにしても、こういうところに相談に行ったらと勧める人も、相談した後どういう展開が待っているかが分らないと、安易に勧められない。

【委員】DVを看板に掲げるのはとても危険だという意見がある。要するに加害者対策。被害者のため。自治体は加害者が追及しに来たりしてとても危険なので、表には出せませんとなっていて、連絡先は絶対に明かさない。電話相談の電話番号だけ。電話なら場所は分からない。だから間に合わなかったりするのだけど。被害者の身を守るために、その支援者の身も守らなければいけないが、そうすると、逃げて来た人は守れるけれども、逃げたいと思っている人には情報が行かない。私は相談員として、もっと身近なところで相談できる、シェルターもあってこうなる、と言ってあげたいけれども、

それは実際にやってきた人たちの中で抵抗がある。私たちがやっているように、シェルター的な機能、ステップハウスの機能を持っているところで、住所や電話を明かして、こんなことをやっていますとオープンスペースまでやっているところはほかにはない。だからすごく相談が殺到する。難しい本とか福祉の本にも載るけれども、そうではなくて、ネット版の取材を受けた。それが載ったら、大変に反響があった。その記者の方と話をして、ここまで出すかどうかと議論をしたうえで、あえて出した。そうしたらそこまで客観的に載っているものがほかにはないから、すごく問い合わせが多い。行政ではいろいろな制約があるし、法が守ってくれていない。周知する側や弁護士も危険を冒している。そこを覚悟してオープンにするのは、勇気の要ることでありますが、でもそうしないと、本当に拾えないだろうと思います。

【事務局】そのように提言をしてみます。

【委員】私もこの50%がすごく気になる。この理由に「自分にも悪いところがあると思ったから」とある。それともう1つは、男性のほうがよく知っている。これが国立市の現状だと思う。企業などでは、虐待やDVやセクハラなどの研修を行っているので、男性のほうが学習している。知っているから、絶対に暴力をふるわない。身体的暴力ではなくて、モラハラがすごく多い。受けている被害はDVではないと思っていた。「おまえが悪い、おまえが悪い」とずっと言われ続けるから、自分が悪いのだと思っていて、相談することではないというケースがすごく増えている。DV防止法ができたときと様変わりしているのは、身体的暴力よりもそういう精神的暴力、貧困で経済的暴力、いわゆる虐待、性的な強要が、相談でも圧倒的に多い。だからこういう結果になっているのだろうと思う。特に貧困や、田舎の地域では、暴力を振るう率が高いが、国立市のように、ある種の意識の高い人たちが住んでいるところは、このような傾向になるのだなと思いました。

【事務局】市民意識調査の中では精神的暴力が非常に多かったので、そこに触れる形で提言していきたいと思います。

【事務局】課題5。「評価」としては、条例に複合差別が入ったことを評価するという。ワンストップ型の子ども相談窓口に統一されたということ。多様な性と人権に関する市民意識調査の結果では、子育てに関しての不安は、経済的負担の大きさを挙げる人が多いという結果となっていたことから、ひとり親家庭に向けた支援施策の拡充を書いています。

「指標の達成状況」としては、アクセスポイントは現在5カ所あり、目標値3カ所から5カ所に上がっています。

26ページ、提言。複合差別への提言として、外国籍で女性である方、しょうがいがある女性である方、それぞれの施策が必要と考えたのですが、今回は、しょうがいがある女性の困難リストの作成を挙げています。特に、しょうがいがある女性の困難性について、まだ十分に理解されていない。例えば、同意がない男性介助者による支援、車椅子利用者のDVシェルターの利用の困難性、出産に関する周囲の無理解や人権侵害の事例を、関係行政が理解した上で支援にあたるためには、まず困難性を可視化するためのリストを作成してはどうかと書いています。

外国籍で女性である方の課題は、何かあれば、提言を増やすことはできると思います。以上です。

【委員】困難リストというのは、具体的には名簿みたいなことなのでしょうか。

【事務局】LGBTのところでも前に見たことがあるのですが、生活上の課題、例えば入浴のときにはこういう課題がある、学校に行くときにこういう課題がある、など、ライフステージごとの課題で支援者でない人には分からないところを知る。困難があることに気づくために、まずはそのリストを

つくるということ。

【委員長】例示したリストみたいなことですね。例を挙げていくということだと思います。

【事務局】もう少しわかりやすく書きます。課題6は、セクシュアル・ハラスメントの対策とストーカー等の暴力への対策を挙げています。「評価」としては、セクハラを受けた経験がある女性は4割を超えた。ただ、対応策の設問では「自分が不快だと思うことを相手に対してはっきりと伝えること」が最も多く、自己責任が解決策と考える人が多いことは課題だという意見がありました。それから市民意識調査の自由記載欄で国立市議へのセクハラに関するコメントが市民の方からあったということは市民委員会としても重く受けとめる必要があるということを書いています。ストーカーについては、ストーカー規制法の認知度が、女性のほうが男性より低いという結果も課題として書いています。

「指標の達成状況」としては、セクハラの実験について、目標値23.5%に対して、調査結果は38.4%と、低いという結果になっています。

提言1としては、市の指定企業と連携したセクハラ防止の取り組みを書いています。国立市が企業誘致促進事業で指定企業として認定している事業者が15社あるのですけれども、まずはそういった事業者へセクハラへの理解を促す研修などができないかと書きました。

提言2のストーカー支援対策については、相談先や相談した場合のフローチャートを書く必要があります。課題6は以上です。

【委員長】気づいたことがあったら、後で、メールで事務局までお寄せください。課題7をお願いします。

【事務局】課題7「性の違いに配慮した健康支援」で、1つ目は「健康管理支援の充実」です。2つ目は「性の尊重に関する啓発」で、「評価」としては、健診率が上がっていることを評価することが1つと、それから2つ目に、計画の指標である性に関する具体的相談が、相談件数ゼロの状況が続いている点が課題になると書いています。

「指標の達成状況」としては、健康寿命は延伸しています。大腸がん検診の標準化死亡比は減少しています。子宮がん検診の受診率、乳がん検診の受診率は、都平均よりは大幅下回っているという状況です。

「提言」は1つ、性の尊重に関する啓発を行う。相談支援体制の整備を行うことを書いています。先ほどの課題の、性に関する相談が少ないということを受けて、具体的にどのような相談が可能かを子どもたちにもわかりやすく示すということ。それから薬物や性感染症についての啓発は当事者による語りのようなイベントを開催するという等を、全体に触れる形で書いています。それから条例に基づいて、国際社会の取り組みを意識できるような啓発を行っていくことも書いています。

課題7は以上です。

【委員長】課題7は、なかなか難しい柱だと思っていますが、何かご意見が出る方、いらっしゃいますか。性に関する相談といっても、相談以前の問題なのではないかというご指摘も当たっていると思います。

【委員】以前のタウンミーティングで、がんになっても働き続けられる体制に関して、健康管理支援の充実の中で、働き続けるための支援をどうサポートしていけるのかが、提言として載るといいと思います。

【事務局】ありがとうございます。検討します。

【委員長】それでは、ヒアリングに関して、事務局から段取りを説明してもらえますか。

【事務局】資料「ヒアリング事前準備について（依頼）」をご覧ください。

こちらにヒアリング予定の所管課への質問を書きいただきたいと思います。各課と調整の都合上、12月16日までにメールでご提出ください。ヒアリングの対象は、市長室、職員課、防災安全課、しょうがいしゃ支援課、健康増進課、子育て支援課、教育指導支援課の7カ所です。これ以外に聞きたい課がありましたら、ご意見をいただければと思います。ヒアリング所管課に対して、施策番号と質問内容を入れてください。追加は可能ですし、全て埋めなければいけないということもありません。聞きたいものをここに書きいただければ大丈夫です。ここにはない課に対して質問がある場合には、裏面に書いてください。書面で担当課にお伝えし、次回委員会までに、書面でいただいたものを提示したいと考えています。

ヒアリングに当たっては、まずは委員長、副委員長が可能な日程を上げています。この中で委員の皆さんが出席できる日を共有させていただいて、ヒアリング日程も今日決めさせていただければと思っています。

ヒアリングは1部署につき1時間程度を予定しています。7つの所管課で1日程度。日付は変わってもいい、午前でも午後でもいいのですが、この日程調整表の中で2カ所、できる限り多くの委員が参加できるようにと思っています。

参加していただいた方については、謝礼は1回分の報酬をお支払いする予定です。事務局からの説明は以上です。

【委員長】ヒアリング事前準備というのは、メールで様式が送られてくるということか。

【事務局】はい。明日以降メールでお送りします。

【委員長】16日までにヒアリングの事前準備をお寄せください。

【委員】全部書かなくても、気づいたところだけですよね。

【委員長】全部書いていただいてもいいですけども、埋まらなくてもいい。もしこの紙があまり埋まらなかった所管課があったら、ヒアリングからは落として、文書回答に回るという可能性もあります。事務局が挙げていない所管課についても、聞きたいものがあれば記入していただいて、その文書回答をもらうこともできます。

【事務局】この部署のヒアリングをしたいという要望があれば、できる限りで日程調整します。

【委員長】ヒアリングについては、以上でお願いします。次回開催日の調整をお願いします。

【事務局】次回開催日はヒアリング後になります。ご予定はいかがでしょうか。

(次回委員会日程調整)

【事務局】いただいた日程の中で、会議室の予定を見て、改めてメールさせていただきます。

【委員長】本日は以上です。ありがとうございました。

―― 了 ――